

時価評価問題に対する一視点

——かつての制度を巡って——

竹 中 徹

1. はじめに
2. 「企業会計原則」における有価証券評価規定と諸見解
 - (1) 「企業会計原則」の計算構造と資産評価規定
 - (2) 多数説とそれへの批判
 - (3) 有価証券の経済的特質に着目した見解
 - (4) 小括—今日の議論との類似性
3. 商法における資産評価規定と「企業会計原則」
 - (1) 商法規定に時価評価の根拠を求める見解
 - (2) 商法における資産評価規定の変遷
 - (3) 「企業会計原則」との関係
4. 「企業会計原則」改正(1963年)の経緯
5. 結びにかえて

1. はじめに

一連の企業会計諸基準の制定・改変や商法改正により、わが国における企業会計制度を取り巻く状況は近年大きく変化しつつある。そのような中、基準の制定により制度的に一応の決着をみたとしても、そこで採用されている会計処理について理論上の通説を形成するにいたっていない論点は少なからず存在す

る。なかでも、いわゆる時価会計とかかわる論点ではその傾向が顕著であり、金融商品の評価を巡る議論はその代表と言えよう。1999年に公表された「金融商品に係る会計基準」¹では、金融商品の時価評価が導入されており、とりわけ売買目的有価証券²について時価評価とともに評価差額の期間損益計算への算入が求められている。この会計処理について、わが国の制度会計において長らく採用されてきた資産評価並びに収益認識基準との整合性を巡る議論が続いているのである³。ところで、有価証券の評価にかかる時価評価の導入は今回が初めてというわけではない。「企業会計原則」においてはその制定から十年以上にわたって市場性ある一時的所有の有価証券⁴(以下、単に有価証券とする)に対して時価評価が採用されていたのである。しかしながら、この会計処理についても、その是非を巡って当時から議論が行なわれていた。その中には今日の議論に通じる主張も見られるが、この点について検討されることは少ない⁵。同じくわが国の制度会計上の問題である以上、かつての議論や制度の背景を再検討し、その上で今日の議論を改めて考えてみることは一制度における理論の役割を考える上でも一有益であろう。このような問題意識のもと、ひとまず本稿においては、かつて「企業会計原則」において採用されていた有価証券評価基準を直接の対象として、当該評価基準を巡って提唱されていた通説とそれへの批判、さらに特徴的な見解を検討することによって今日の議論の原型を明らかにするとともに、1963年「企業会計原則」改正の経緯を検討し、かつての議

1 1999年1月企業会計審議会より公表。なお、同基準は2006年8月および2007年6月の企業会計基準委員会による改正を経て、現在は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」として公表されているが、売買目的有価証券の会計処理に関しては、99年公表時より大幅な変更はなされていない。

2 同基準によれば、売買目的有価証券は「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」とされている。

3 有価証券評価に関する今般の議論については、石川[2000]第5から7章において詳細に整理・検討されている。

4 この市場性及び一時的所有の解釈については、例えば黒澤・番場・飯野・伊藤[1960]に見られるように当時から議論がある。本稿の議論ではさしあたり短期的投資目的の有価証券として現行基準における売買目的有価証券と区別しないものとする。

5 例えば米山[2005]では、投資対象の違いによる時価評価を検討するという観点から部分的にふれられている。

論の今日的意義を模索する上での一助としたい。

2. 「企業会計原則」における有価証券評価規定と諸見解

(1) 「企業会計原則」の計算構造と資産評価規定

わが国において、有価証券評価に時価基準が適用されるのは現在の会計基準が初めてではない。戦後制度会計の幕を開き、その後のいわゆるトライアングル体制において、長らく証券取引法会計の中心にあった「企業会計原則」（以下「原則」とする）でも、1949年の制定時において次のように原則時価評価が規定されていた。

「市場性ある有価証券にして、一時的所有のものは、原則として、時価により評価する。但し、市場の状況等を勘案し、適当な減価を考慮して評価することができる。」（1949年 企業会計原則 貸借対照表原則5 B）

当該規定による時価評価は、1954年に単純な字句修正が行われたものの⁶、1963年改正により原則原価評価に改められるまでの十数年にわたり維持されることとなる。ところで、「原則」は資産の評価原則として取得原価を基礎とすること、すなわち取得原価主義を採用し、同時に債権に代表される資産については回収可能価額による評価を適用している。これらの規定は49年以来現行にいたるまで大きく変わっておらず「原則」の資産評価基準の枠組みを成すものと考えられる。

「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。…(中略)…資産の取得原価は資産の種類に応じた費用配分の原則により各事業年度に配分しなければならない。…(後略)」（1949年企業会計原則 貸借対照表原則5）

「売掛金及び受取手形の価額は、債権額から正常の貸倒見積高を控除した金額による。」（1949年企業会計原則 貸借対照表原則5 C）

6 54年改正では「市場性ある有価証券にして、一時的所有のものは…」が「市場性ある有価証券で一時的所有のものは…」と変更されている。

「原則」が上記2系統の資産の評価基準を定めたのは、損益計算諸原則1Aで規定される費用および収益の認識・測定基準とあいまって、そこで想定されている計算構造に深く根ざしている。まずは、この2系統の資産評価基準の出自を明らかにしておく。

「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基いて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。未実現収益は原則として、当期の損益計算に計上してはならない。…(後略)」

(1949年企業会計原則 損益計算書原則1A)

「原則」においては一会計期間における経営成績を表示するべく期間損益計算が遂行されている。すなわち、会計期間における経営成績表示のためには、期間における努力と成果の対応が必要となるが、これについては発生一価値消費発生と価値流入ないし価値増加の発生一に基づき費用・収益を認識し両者を対応させることにより計算表示されることになる。ところで、期間損益計算は無制限に実施されるものではなく、投下資本の回収余剰額としての処分可能利益計算に制限されることとなる⁷。投下資本額はその名目値で測定される限りにおいて支出額と一致する。また資本の回収額は処分可能性を考慮する限り収入額により測定されざるを得ない。従って、費用は支出額、収益は収入額を基礎として測定されることとなる。さらに制度上、利益の処分可能性を担保するため、収益の認識については発生概念に加えて、その実現を要求することとなる。実現とは財または用益の引渡しとその対価の受領を要件とする認識基準であるが、これにより認識される収益に客観性と確実性が付与されることとなる。このような「原則」における計算構造の下、資本は何らかの資産の形態をとることとなるが、当該資産が資本の投下過程か回収過程(あるいは投下待機過程)のいずれに存在するかによって測定基礎すなわち評価基準が異なることとなる。投下過程にあると考えられる場合(商品、固定資産等)には支出額すなわち取得原価に基づき評価され、発生に基づき費用認識(費用配分)されていくこととなる。一方、回収過程にあると考えられる場合には収入額により測定されることとなるが、現実には回収され次の投下を待機している現金のようにその券面額

7 例えば畠村[1985] PP.35-39、若杉[1987] P.43参照

で表されるか、あるいは回収過程にある債権のように回収予定額により評価されることとなるのである⁸。

以上、「原則」における資産評価基準の枠組みに関してみたが、この損益計算書原則1Aにある測定原則としての収支額主義の採用並びに認識原則としての発生主義並びに実現主義の採用についても、資産評価基準と同様に「原則」制定以来現行にいたるまで大きく変更されていない。

これら「原則」の不変の計算構造ならびにそこでの2系統の資産評価基準にあって、有価証券の評価については63年の改正を機に時価から原価へと180度転換することとなるが、以下では改正前の時価評価を巡る会計理論からの諸見解を確認したい。

(2) 多数説とそれへの批判

有価証券の時価評価を採用する論拠として当時多数説を形成した見解は、有価証券を現金同等物として時価評価を肯定するものである。これは大田[1946]、黒澤[1954]、沼田[1958]等で見られるものである。例えば「市場性ある有価証券は現金資産の証券への化体であり、何時でも必要な時に時価によって売却しえ、現金となるものであるから、時価で評価するのが理論的に正しい。」(沼田[1958] P.43)として、有価証券売却の容易性—換金性—から現金との同等性を強調し、現時点での換金価値すなわち時価による評価を主張することとなる。ここでの時価は売却を仮定した場合の換金価値つまり収入予定額であり、先の「原則」における2系統の資産評価基準に照らすと、資本回収過程にある資産の評価原則と整合性を持つこととなる。その意味で、「原則」の想定する枠組み内での見解といえ、「原則」の計算構造全体において整合的な主張といえよう。当時この見解が多数説として多くの論者に支持されたのも正にその点にあると考えられる。

しかしこの見解は、期末の評価時点では未売却の有価証券が回収過程にあると看做せるのかという点に問題を指摘できる。容易とはいえ有価証券の売却を

8 このような「原則」の計算構造を称して取得原価主義会計あるいは発生主義会計と呼ばれることがある。

仮定せざるを得ないため、換金性に対する理解の相違により批判を招くことになるのである。はたしてこの多数説に対する批判もこの点に集中している。山柁[1959]においては、時価評価に反対する見地から、「それ（市場性ある一時的所有の有価証券—筆者注）自体の性格に由来する換金の『可能性』ということは、換金の『必然性』ということとは本質的に異なるものである…それが近々に必ず換金されるという保証は存在しない。」(P.58)として、その換金性に疑問が投げかけられている。木村重義[1958]においても「なるほどそれは換金しようとおもえばいつでも、いわば公正な価額で換金できるかもしれないが、そのことと近い将来に当然換金されると予想すべきである、ということとは本質的に異なる。」(P.331)として同様の主張が行なわれている。これらの時価評価に反対する見解は、換金を仮定し得ない以上、有価証券は回収過程ではなく投下過程にある資産として、投下過程にある資産の評価基準である取得原価あるいは保守的經理の観点から低価法による評価を主張することになる。

以上の多数説とそれに対する批判説は、換金性に対する理解を巡って、有価証券が回収過程か投下過程かいずれに存在するかという点が異なり、その結果、適用される評価基準が異なることとなるが、議論そのものは「原則」における枠組みと整合的である点で特徴づけることができよう。なお、原価評価を主張する見解においては、時価評価時に計上される可能性のある評価益について、収益の認識要件に照らして未実現であることをもって時価評価を批判するものが見られる。この点、多数説では有価証券＝現金同等物とするため、そもそもそこには収益認識がかかわることが無く、その意味でこれは多数説に対する直接の批判とは言えず、時価評価一般に対する批判といえよう。

(3) 有価証券の経済的特質に着目した見解

木村和三郎[1955]では、有価証券の経済的特質、すなわちその擬制資本としての性格に時価評価の根拠を求め見解が示されている。非常に特徴的な議論が展開されているので、以下若干長文にわたるが引用する。

「有価証券の価額は資本市場における擬制資本の価額である本質上、商品の価額が生産力の上昇に応じて下落すべき必然的運命にあるのに引きかえ、

資本主義経済が持続し、資本が豊富となり、利潤が増大し、従って利息が増大する限り、証券の価額は上昇する必然性を有つ。根柢は利潤の創出とその分け前の分配に依存するもので、必ずしも有価証券価額は商品の如く下落する必然性を有つものではない。有価証券は消費せられることなく常に市場にあって騰貴と下落をくり返すものである。そしてその騰落の限界には商品の如く理論的には限界がないのである。有価証券の売買損益にしても評価損益にしても、その間に区別がなく、共に資本市場における所有関係のやり取りであるから、利益実現の過程が商品の如く最終の消費者からの収奪という過程を必要としない。その意味で有価証券の売買損益も評価損益も区別がなく、又騰落自体が損益実現の過程であり、損益の実現と結びついているのである。従って、有価証券に関してはこのような特有の評価原則(時価評価—筆者注)の定立がなされるのである。」(PP.259-260)

ここでの木村の見解においては、商品との対比において有価証券が全く異なる価格の運動を描き、利益実現についても商品とは全く異なる原理に基づくべきことが指摘されているが、さしあたり「騰落自体が損益実現の過程」という点に注意されたい。価格の騰落自体が損益実現の過程である以上、有価証券の売却あるいは換金性は当然問題になり得ない。そこでは、そもそも有価証券については資本の投下あるいは回収過程が明確に区別されることがなく、「原則」の枠組み内で想定された2系統のいずれにも属さない、正に「特有の評価原則」としての時価評価が主張されるのである。

(4) 小括—今日の議論との類似性

以上、本節では当時の多数説をはじめとしていくつかの見解をみてきたが、これらの見解が今日の議論の一部において再現されているようにおもわれる。

かつての多数説である有価証券を現金同等物ととらえる見解は、たとえば髙村[1989]、白鳥[1995]等において類似が見られる。髙村[1989]では、資産が投下過程にある企業資本と回収過程にある企業資本により構成され、現金は回収・投下待機過程にある企業資本の存在形態であるとした上で、現金同等物を現金の保有目的の観点からとらえる場合には、支払手段充当性が重視されるこ

とになり、その点において市場性ある有価証券を現金同等物としてとらえており、かつての多数説と同様の主張が行なわれている。白鳥[1995]においては、「有価証券取引を一步踏み込んで見ると、資本市場の確立しているところで取引されている有価証券については、連日、取引価格が確定しているし、取引も即日に行なうことができるという点にその特徴があることがわかる。この事実を認識すると資本市場の確立しているところで取引されている有価証券はすべて貨幣性資産とみなすのが正しいということになる」として時価評価の適用を主張している。ここでの主張における貨幣性資産には、有価証券のみならずいわゆる投資有価証券も含まれ、かつての多数説とは異なる面もあるが、取引の即時実行性—換金性をもって時価評価を主張する点に類似性が見られよう。

今日、有価証券の原価評価を主張する見解には、有価証券の換金性さらに評価益の未実現性を論拠とするものが多く見られる。例えば田中[1999]第3章においては、株式が時価で売却できないことが詳細に検討され、原価評価が適用されるべき論拠の一つとされているが、かつての多数説に対する批判説が有価証券の換金性を巡って批判を行なった点との類似性を指摘できよう。

擬制資本説について今日積極的に主張されることは少ないが、石川[2000]第7章においては、評価論との関わりにおける実物商品と金融商品の背後にある現実資本と貸付・擬制資本の区分という観点から、本稿に取り上げた木村和三郎の所説を含めて擬制資本説の今日的意味について詳細に検討されている。

もとより本稿では、当時有価証券評価を巡って主張されたすべての見解をつぶさに紹介したわけではなく⁹、またそれを目的とするものでも無いが、多数説をはじめいくつかの見解について、今日の議論において類似性が見られる見解が主張されていることは確認されたものと思う。問題は、なぜかつての議論が今日このように再現されているかである。これについては後に触れたい。

9 有価証券の分類を巡る見解であるため本稿では取り上げなかったが、黒澤・番場・飯野・伊藤[1960]における伊藤発言に見られる処分の自由性と拘束性の観点は、分類論と評価論という相違があるが森田[1995]における拘束性の仮定との類似性を指摘できよう。

3. 商法における資産評価規定と「企業会計原則」

(1) 商法規定に時価評価の根拠を求める見解

前節の諸見解は会計理論の立場からのものであったが、時価評価の論拠を当時の商法規定に求める見解もあった。例えば黒澤[1951]においては、当時の商法285条における「…取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前1月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」という有価証券の評価規定を論拠として、「原則」の時価評価採用はこの商法規定を「できるだけ取り入れたもの」（黒澤[1951] P.391 傍点は筆者）であるとしている¹⁰。上記の条文からも明らかかなように、当時の商法においては決算前1月の平均価格を上限とするいわゆる時価以下による評価が求められており、少なくとも文言上「原則」における時価評価と整合するものではないが、この点をして黒澤は先の傍点部分のように表現しているようにも思われる。何れにせよ「原則」においては商法規定の影響を直接示唆する記述は無く¹¹、「原則」と商法規定の関係は推定するより無い。そこで本節では「原則」制定前における商法における資産評価規定について概観し、その上で改めて商法規定と「原則」の関係について考えてみたい。

(2) 商法における資産評価規定の変遷¹²

商法がわが国で最初に制定されたのは1890年である。ここでは、第32条2項

-
- 10 ほかに、例えば木村重義[1958]では有価証券の時価評価に反対する観点から、「原則」における時価評価規定を「極言すれば、前時代の遺物である」（P.333）としているが、ここでの「前時代」は「原則」制定前の制度状況を考えると商法規定を指すものと思われ、「原則」に対する商法の影響を認める見解とも解釈できる。
- 11 今日でもよく知られる「原則」の前文にあたる「企業会計原則の設定については、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって…」と述べられており、ここでの「実務の中に慣習として発達したもの」に商法規定が含まれるとすれば、少なくともそれを示唆する記述ととらえることも可能ではある。
- 12 商法における資産評価規定の変遷に関する先行研究としては、弥永[1994]、[1996]等があり、本稿でも参考とさせていただいた。

に「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其ノ他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価直ヲ附ス」という資産評価に関する規定を置き、すべての資産について時価評価を求めた。同法は、当時司法省の顧問であったドイツ人ロエスレル(H. Rösler)の起草した草案をもととしているが、ロエスレル草案においても資産評価基準として時価評価が採用されており、同法の時価評価の規定は、当時のドイツ普通商法が採用していた、債権者保護を目的とする企業の清算を前提とした客観的売却価値による資産評価基準に影響を受けていると考えられ¹³、当時の商法において想定されていた計算構造は、期間損益の計算を目的とする損益計算ではなく、貸借対照表による会社の清算価値を表示する財産計算に主眼をおいたものであったと考えられる。しかしながら、当時の実務上の資産評価は様々であり、中でも英米の会計実務に影響を受けた損益計算指向の取得原価による評価を行う例が多かったため¹⁴、1890年商法の資産評価規定は空文化していたといわれる。

その後、1899年には商法が改正され、資産評価に関する規定は第26条2項に移されたが、同項によれば「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」として依然として時価評価が採用された。

続く1911年の商法改正に先立つ改正案では、第26条2項を「財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ価格ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価格ハ財産目録調製ノ時ニオケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ」と改正すること、そして第190条ノ2 1項「財産目録ニ掲クル所ノ動産、不動産、債権其他ノ財産ノ価額ハ取引所ノ相場アル財産ニ付イテハ財産目録調製ノ時ニ於ケル相場ニ、其他ノ財産ニ付イテハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ズ但其相場又ハ価額カ財産ノ取得価額又ハ製作価額ニ超ユルトキハ、其ノ取得価額又ハ製作価額ニ超ユルコトヲ得ズ」 2項「継続シテ営業ノ用ニ供スル財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス、其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」という規定を新設することが要請された。1項で

13 わが国商法制定におけるロエスレルの影響は黒澤[1978]等参照。

14 例えば久野[1975] P.149参照

は資産評価基準に原則として低価法を採用することが求められているが、この根拠は、評価益は営業により生じた利益ではなく、また会社の財政的基盤を強化するためにも配当すべきではないことなどであった。しかしこの規定に対しては、会社の実態開示の点から問題があり、評価益の配当を禁じれば足りる等の批判があり、190条ノ2 1項を削除し、194条ノ2として「第26条2項ノ規定ニ依リテ会社ノ財産ニ附スル価額カ取得原価又ハ製作価額ニ超ユルトキハ其差額ハ利益トシテ之ヲ処分スルコトヲ得ス」という規定を新設する修正意見がまとめられた。結局この修正意見に対しても、評価益の処分規制は簡単に潜脱できることや、不景気の時期に配当を抑制することは経済政策上好ましくないこと、税法上は評価益も課税対象となるといった批判が加えられ、最終的には第190条ノ2及び第194条ノ2は削除され、第26条2項により時価以下による評価が採用されることになった。時価以下による評価が採用されたのは、実務における保守的経理の会計慣行がありこの実務を尊重したため、及び会社の財政的基礎の強化は会社債権者の利益ともなるためであると考えられるが、時価による評価を強制しなくなったことにより、会社の実態開示という点に関しては一歩後退することになったと考えられる。

1938年の商法改正においては、原則として時価以下による評価を採用しつつ、第34条及び第285条において営業用固定資産に関しては取得原価による評価を求めるとともに、取引所の相場ある有価証券については決算期の属する1カ月の平均相場を超えない価格をもって評価できる旨の規定をおいた。このような規定の根拠としては、まず営業用固定資産の取得原価による評価については、営業用固定資産は営業を継続する限り通常売却が予定されておらず、時価評価より生じる評価損益が損益計算に反映されることにより会社の真の業績が左右されることを防止するため、また評価益が生じる場合に、それが処分されることにより会社の財産的基礎を危うくするためであると考えられる。また有価証券の評価に関しては、当時の証券市場においては、大企業たる財閥系企業の多くが株式を公開していなかったこと等を原因として優良銘柄が少なく、中小規模の企業株を中心とした少数の銘柄の投機取引が活発であり、相場の操作が比較的簡単に行い得たため、意図的に相場を操作することにより、評価額が左右

されることを防止するためであると考えられる。

この1938年の商法改正に関して注目すべき点は、営業用固定資産の原価評価に関する根拠を見れば明らかなように、期間損益計算の遂行、及び評価益の社外流出を防止することによる処分可能利益の算定を意図した規定が初めて条文上に現れた点である。これ以前の商法の資産評価規定が会社の実態開示に主眼を置いてきたことから考えると、これは大きな変化であると考えられる。しかしながら、それがあくまで営業用固定資産に限定されている点もまた注意を要するであろう。

以上、原始商法から1938年商法までの資産評価規定に着目して見てきたが、商法計算規定における計算構造は、部分的な修正はあるものの一貫して企業の清算価値という実態開示を主眼とした財産計算を中心としたものであることを確認した。そこでの資産評価基準は、営業用固定資産に例外が見られるものの、全体として上述の財産計算の枠組みと整合的な時価以下基準が採られており、これは有価証券についても同様であった。では、この商法規定と「原則」、とりわけそこでの有価証券評価との関係をいかに理解すべきであろうか。

(3) 「企業会計原則」との関係

商法の資産評価規定は、清算価値表示を主目的とした財産計算を想定した計算構造を前提とするものであり、その点で処分可能利益算定を目的とした損益計算を実施する「原則」の枠組みにおける資産評価基準と整合するものではない。仮に「原則」における有価証券の評価基準としての時価評価が、商法規定の影響を受けたものであるとするなら、異なる枠組みの下での資産評価基準が「原則」に入り込んでいることになり、「原則」における有価証券の時価評価は「原則」の枠組みに照らして異質な評価基準であるといえよう。

ところで、「原則」はその前文において「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである」として、いわゆる「原則」の制度規範性の側面を述べている。また、1951年に公表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（以下、「意見書」とする）¹⁵では「原則」側よ

り商法に対し調整を図るよう求めている。とりわけ「意見書」においては、商法に対して、全体として「原則」の規定を是とする勧告がなされており、資産評価については商法第285条の規定を「甚だ不十分であり実情に適しないものである」として、棚卸資産の原価評価と低価評価の選択適用、取引所の相場のある短期保有有価証券の時価評価、その他流動資産の原価評価、さらに固定資産の原価評価と減価償却の適用が求められている。これらの点から見て、少なくとも文言上「原則」が商法の影響を受けたと考えるのは困難であるようにおもわれる。むしろ「原則」が、その計算枠組みを含め、資産の原則的評価基準である原価評価と有価証券の時価評価を商法に採用するよう求めているように見える。さらに、当時の商法規定と「原則」には大きな差異があったにもかかわらず、有価証券の評価についてのみ「原則」が商法規定の影響を受けたというのも不自然なように思われる。

しかしその一方で、本節のはじめに見た商法規定に根拠を求める見解の論者である黒澤は、起草委員長¹⁶として「原則」の制定に深く関与していたことを考えあわせると、その見解を無視することもはばかられる。ここでは商法規定と「原則」の関係について、2つの可能性を述べるにとどめたい。

黒澤[1951]では「原則」における有価証券評価が商法の影響を受けたものであると指摘する一方、黒澤[1954]においては、有価証券の換金性に着目し、現金預金に準じた支払手段として役立つことを時価評価の論拠として会計理論の立場からの見解も主張されており、必ずしも商法の影響のみを時価評価の根拠としているわけではない。すなわち、商法の影響があったとしても、それと同時に有価証券を現金同等物と規定することによって、会計理論の立場から「原則」の枠組みに照らして統合的な時価評価の論拠が提示されているわけである。ただし、ここで重要となるのは両者の位置づけである。企業会計の立場からの見解が商法規定の影響に比してより積極的なものであったとすると、「原則」と商法が結果的に類似の評価基準を採用することになったにせよ「原則」の時価評価は会計理論の立場から独自に導き出され、商法規定への配慮は付加的な

15 「原則」と同じく経済安定本部企業会計制度対策調査会より公表されている。

16 黒澤は経済安定本部企業会計制度対策調査会において第一部長の地位にあった。

もの程度であったと考えられよう。しかしこの位置が逆であったとすると、つまり商法規定の影響がより強いものであったとすると、会計理論の立場からの時価評価の根拠付けを行う見解、少なくとも黒沢の主張の位置は微妙なものとなる。すなわち、商法規定に配慮した時価評価という結論が先にあり、ひとまず同様の結果となる有価証券を現金同等物とする見解が主張されたまでであり、時価評価という結論を含め、会計理論の立場からそれを肯定する主張は積極的な位置を失うわけである。このような可能性に対する指摘は当時においても行なわれていた。例えば山榘[1959]では、「いわば、それ(「原則」)での時価評価の適用—筆者注)は、従来有価証券の評価をあまねく支配していたかに見える時価以下主義ないし、時価主義を原価主義に全面的に切換えようとする場合に、一応は通過しなければならない道程の一所産にはかならず、われわれはその、志向する方向なり目標なりが奈辺にあるかを見誤ってはならない。」(P.57)と述べられており、「原則」の時価評価が会計理論上は肯定されるものではなく、商法規定をうけた過渡的なものであるとの見方が示されている。依然としてなぜ有価証券の評価についてのみこのような方途が採られるのかという疑問は残るが、このような可能性ないし山榘の示した見解は次節での検討を踏まえて一定の真実味をもつことになる。

4. 「企業会計原則」改正(1963年)の経緯

「原則」は1954年に文言修正を主とした改正を行ない、その後1963年には2度目の改正が行なわれた。そこでは大幅かつ多岐にわたる改定が行なわれており、有価証券についても時価評価から原則原価評価へと転換が図られている。

「市場性ある有価証券で一時的所有のものは、原則として、取得原価で記載する。但し、有価証券の市場価格がいちじるしく下落し回復可能でないと思認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない。

市場性ある有価証券で一時的所有のものの時価が取得原価よりも下落した場合に時価によって評価する方法を採用することができる。」(1963年

企業会計原則 貸借対照表原則 5 B)

改正前文「企業会計原則の一部修正」によれば、この改正は前年の1962年に「原則」を大幅に取り入れた商法改正が行われたのを受けて、「…商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならないことになったのである」として、商法規定との調整を全体的な改正理由として挙げている。確かに「原則」が調整を図った1961年商法は、資産評価基準としての原則原価評価をはじめ、それまでの「原則」あるいは1951年の「意見書」に述べられている規定が多く取り入れられており、商法が「原則」に一定の歩み寄りを見せた以上、商法の強行法規性を考慮して、「原則」もまた調整を図ったことは理解し得る。しかしその一方、有価証券の評価規定に関しては、商法側が「原則」に先んじて1961年に原則原価評価に変更している。商法改正前の時点における「原則」は時価評価であり、また「意見書」においても時価評価の採用が求められている以上、第一に商法規定がいかなる根拠の上に有価証券の原価評価を採用したか、第二に商法の原価評価を「原則」がその改定にあたりいかなる議論のうえに受け入れたかが問題となろう。

第一の問題については、商法改正に先立つ1960年に公表された「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱」において、「取引所の相場のある株式(固定資産たる性質を有する株式を除く。)の評価は、原則として流動資産と同様に取得価額によることにし、評価益の計上を禁じ、時価(決算期前1月の平均価格、以下同じ。)が取得価額より低いときは、時価によらしめることにした。債権者、企業及び株主の各々の利益の調和を図ったのである。」とされており、評価益計上の禁止と利害関係者の利益調和という根拠以外には特に述べられていない。ただし前者については、1950年商法改正において288条ノ2が新設され、そこですでに実現されていた。同条では一営業年度における財産評価による正味の評価益について資本準備金として積み立てることにより期間損益から排除されていた。従って、ここでのより積極的な改正理由は利害関係者の利益調和というはなはだ漠然としたものであったことになる。資産評価に関する限り本改正要綱がほぼ1961年の商法改正に生かされたことから、商法改正における有

価証券の原則原価評価採用の論拠も改正要綱と同様のものであったと推定される。第二の問題については、黒澤・番場・矢澤・江村[1963]に「原則」改正の関係者出席による座談会の模様が収録されているが、少なくとも有価証券の原則原価評価の採用については商法改正の影響が述べられているのみで、それを超える議論がなされた形跡は無い。

以上、「原則」の1963年改正の経緯さらにそこで有価証券について原則原価評価が採用されるに至った根拠についてみてきたが、「原則」の改正そのものが商法改正を契機とするものであったことは明らかであるものの、とりわけ会計理論上の根拠については明確な議論を欠いているため判然としなかった。この点は、3節の最後で見た可能性もしくは山榊の見解によって一応合理的に説明しうる。すなわち、「原則」がそれまで時価評価を採用していたのは商法に対する配慮からであり、それはあくまで過渡的なものであって「原則」が当初より意図していたのは原価評価であったというものである。この当否はさしあたり問題としない。強調しておきたいことは、「原則」が評価基準の変更にあたり会計理論上の根拠についての明確な議論を欠いていることそれ自体である。これは「原則」制定以来採用されてきた有価証券の時価評価に対する批判、あるいは時価評価を巡って議論されてきた会計理論に対する総括が「原則」改正を機に行なわれなかったことを意味する。これこそが、かつての時価評価を巡る見解の一部が今日再現されている原因の一つであると考えられる。

5. 結びにかえて

以下、これまでの議論を要約し結びにかえたい。

2節では、かつての「原則」における有価証券の時価評価について、会計理論の観点から主張されていたいくつかの見解を検討した上で、今日の議論において主張される見解と照合し、両者に類似点があることを示した。無論、今日の有価証券の評価をめぐるすべての見解について検討を加えたわけではないが、そのいくつかについては、かつての見解にその原型を見出せることを示した。

3節では、商法計算規定における資産評価規定の変遷について検討し、商法規定は「原則」とは異なる計算構造を前提としており、商法規定に基づく時価評価を「原則」が採用したとすればそれは「原則」の枠組みに整合するとはいえないことを示した。にもかかわらず「原則」における時価評価の根拠が商法規定にあるとの見解があり、それが一定の重みを持つことから、商法規定と「原則」の関係について考えられる2つの可能性を述べた。4節では「原則」が有価証券評価について原則原価評価を採用することとなった1963年改正の経緯を検討し、そこでは商法規定の変化が大きく影響したとは考えられるものの、少なくとも会計理論の観点からは明確な議論を欠いており、これこそが有価証券評価をめぐるかつての議論が今日なお主張される原因のひとつであると述べた。

制度をめぐる状況は今日と大きく異なるにもかかわらず、かつての制度をめぐる見解が今日でも主張されるのはなぜか、それが筆者の問題意識のひとつであり、その序説が本稿の位置である。そのため、かつての諸見解それぞれに関する理論上の詳細な検討や今日的な価値判断など詳細な議論は極力排除し、上述した問題意識の下に考えうる研究の方向性とその大枠を示すことに終始している。本稿で示した方向性の下での詳細な議論については、今後の研究課題とし改めて別稿にまとめたいと考えている。

【参考文献】

- 新井清光編『日本会計・監査規範形成史料』中央経済社、1989年
 石川純治『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』中央経済社、2000年
 石川純治「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(一)」『会計』第166巻第3号・4号、2004年
 太田哲三『会計學』千倉書房、1946年
 木村重義『会計原則コンメンタル』中央経済社、1958年
 木村和二郎『会計学研究(増補)』有斐閣、1955年
 黒澤清『近代会計学』春秋社、1951年
 黒澤清『経済学演習講座 会計學』青林書院、1954年
 黒澤清・番場嘉一郎・飯野利夫・伊藤喜代次「座談会 有価証券の評価」『産業経理』第20巻第2号、1960年
 黒澤清・番場嘉一郎・矢澤惇・江村稔「座談会 企業会計原則の一部修正について」『産業経理』第23巻第12号、1963年
 黒澤清「わが国制度会計100年のあゆみ」日本会計研究学会『近代会計百年』1978年、1-30ページ
 寫村剛雄『会計制度資料訳解』白桃書房、1985年
 寫村剛雄『会計学一般原理』白桃書房、1989年
 白鳥栄一「伝統的原価主義会計の矛盾」『企業会計』第47巻第1号、1995年
 田中弘『時価主義を考える(第2版)』中央経済社、1999年
 沼田嘉穂「有価証券とその評価」『企業会計』第10巻第4号、1958年
 森田哲彌「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号、1995年
 弥永真生「第3部 第1章 原価主義の歴史と根拠」齊藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』1994年、259-331ページ
 弥永真生『企業会計法と時価主義』日本評論社、1996年
 山榎忠恕「有価証券の貸借対照表価額」『産業経理』第19巻第5号、1959年
 米山正樹「金融商品の時価評価と現行ルールの内的な整合性」『学習院大学経済経営研究所年報』第19巻、2005年
 若杉明「わが国企業会計の近代化と企業会計原則の役割」黒澤清編『わが国財務諸表制度の歩み—戦前編—』雄松堂、1987年、41-44ページ